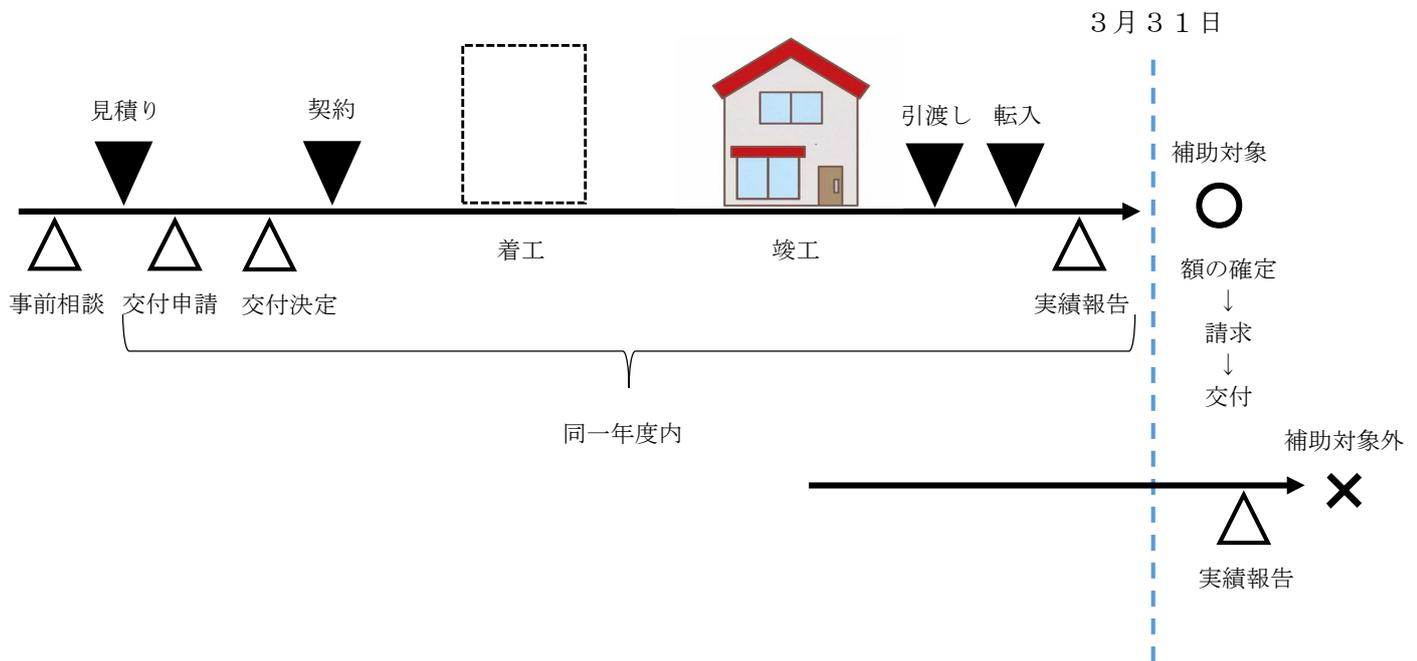


## 廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金の対象判定について

### 【前提要件】

- ・ 物件購入前の事前申請であること ⇒ 登記又は住所変更を行った上での申請
- ・ 佐伯地域又は吉和地域の補助対象住宅に転入により住所を移し、転入日から遡って3年以上廿日市市の住民基本台帳に記録がないこと
- ・ 交付申請から実績報告までを同一年度内に行うこと ⇒ 交付申請を年度内に行う
- ・ 10年以上定住する予定であること

### 【改正前（新築の場合）】



### 【改正後（新築の場合）】

